

関係者各位

一部の解体業者に対する義務者不存在車の
エアバッグ処理料金の過小払いについて

平成 21 年 11 月 18 日
(財)自動車リサイクル促進センター

当財団は、使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下、「自動車リサイクル法」）の指定法人として、自動車ユーザーからリサイクル料金を預かり、管理し、解体業者等に処理料金として払い渡しを行っておりますが、自動車リサイクル法に基づくリサイクル料金の払い渡しの一部について、過小払いとなっていたことが判明しました。

1. 当財団は、自動車リサイクル法上の指定法人として、電子システムにより自動車ユーザーから預かった、リサイクル料金の管理、払い渡しを実施している機関です。
2. 今般、当財団の再資源化支援部より解体業者に対して払い渡す、エアバッグ処理料金の一部（義務者不存在車分）が、システム上の原因により過小払いとなっていたことが判明しました。
（現時点で1,109台分が判明）
3. 当財団は、自動車リサイクル法の主務官庁である経済産業省、環境省のご指導に基づき本日付で当財団関係者による対策チームを立ち上げており、本件の詳細な内容及び原因、同様のケースが他に存在していないか等を早急に調査し、今後の対応について検討、実施いたします。
4. なお、システム改修等適切な対応をとるまでの間は、対象となる払い渡しを個別に確認することから、今後過小払いが発生することはありません。
5. 当財団は、今回の事象を厳格に受け止め対応することにより、自動車リサイクルシステムに対する信頼性を引き続き確保するよう努めてまいります。

以上

本件お問い合わせ先 (財)自動車リサイクル促進センター
事務統括部 齊藤、茂野
TEL：03-5733-8300（代）